



府食第486号
平成19年5月21日

反農薬東京グループ
代表 辻 万千子 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価課長

お問い合わせの件について（回答）

平成19年4月19日付けお問い合わせの件について、別添のとおり回答いたします。

反農薬東京グループへの回答について

DVDの制作についての質問

1) いつからどこの部署がどのような意図で、DVD制作を企画し、どのような経過で、最終的に、現DVDが作成されたか、制作経過を明かにされたい。

【答】

食品安全委員会事務局では、わかり易いリスク評価書の作成及び公表手法等の検討の一助とするため、個別案件につき国民の意識調査を行い、その調査結果の分析を基に案件別に啓発素材を作成し、理解促進を図るとともにその効果の検証を行うことを目的として本調査事業を実施しました。平成17年度はメチル水銀について実施し、農薬は平成18年度の対象となっていたものです。

2) 解説・監修は、鈴木勝士食品安全委員会農薬専門調査会座長となっているが、シナリオの作成にかかわったメンバーを教えてみたい。シナリオ作成過程で、どのような論議がなされ、また、シナリオを最終チェックをしたのは、誰か。

【答】

DVDの作成に当たっては、調査実施機関である(株)NHKエンタープライズと食品安全委員会事務局がシナリオの作成を行い、適宜、食品安全委員会委員及び農薬専門調査会座長のご意見を聞きながら、DVDの作成を行いました。

3) 制作は NHKエンタープライズとなっているが、契約は随意契約か、一般入札か、また、制作経費はいくらだったか、契約過程と契約書内容及び経費を明示されたい。

【答】

調査実施機関については、企画競争により選定を行いました。契約過程、契約内容、契約金額等については、食品安全委員会のウェブサイトにその詳細が記載されておりますのでご参考ください。(URL:<http://www.fsc.go.jp/senmon/anzenchousa/index.html>)

4) 上述の問題点で挙げた1~8の項目について、項目毎に貴省の見解を示されたい。

【答】

(以下に項目ごとに記載)

1、農作物における残留農薬の検出率を0.44%としている

2005年2月7日に、当グループは、貴委員会に参考資料のような「残留農薬の検出率の算出方法について」の要望をだしたが、厚生労働省へ丸投げされただけで、貴委員会の見解は示されなかった。

DVDでは、私たちの問題提起にもかかわらず、総分析農薬件数をベースにした検出率0.44%を挙げ、農作物での残留農薬検出率が低いことを強調している。

農作物検体ベースの検出率は約20・40%であることは周知された事実で、分析対象農薬を増やすほど、検出率が低下するような総分析農薬件数をベースにした算出方法は、非科学的であり、この点を修正すべきである。

【答】

残留農薬の検出率として、厚生労働省が0.44%との数値を公式に発表していたため、この数値を用いました。

残留農薬の検出率が0.44%という数値をもとに安全性を強調するねらいはなく、従ってその後の親子の会話でも、残留している農薬の安全性について、さらに検討するという内容になっていることにご理解頂ければ幸いです。

なお、ご指摘の点については、今後、残留農薬の検出率として使用した0.44%の算出根拠について、食品安全委員会のウェブサイトにおいて情報提供することとします。

2、メーカー見学の場面で、農薬の選択性の話しがでたが、現在使用されている農薬はすべて、選択性があり、人に対する毒性がないような誤った印象を与える。

化学合成農薬使用による環境負荷を低減するため、昨年12月「有機農業推進に関する法律」が施行された。農薬は、適正と思われる使用をしても、自然環境や生活環境を汚染し、生態系や人の健康に影響をあたえる毒性を有していることを、もっと強調すべきである。

【答】

DVDでは、選択性を持った農薬が多くなっているという現状を述べていますが、冒頭で、「農薬は使い方によっては毒にもなる」と述べているように、全ての農薬が人に対する毒性がないという印象を与える意図はありません。

3、毒性試験について

・発癌性、催奇形性、アレルギー、生殖毒性、次世代への影響試験などの動物実験が行われているが、試験データについては、すべてが公開されているとはいいがたい。

たとえば、今年2月、イチゴのホスチアゼート残留が問題となつたが、当グループがメーカー石原産業に残留試験データの開示（農薬抄録、農薬評価書）を求めたところ、『農薬

抄録、農薬評価書は弊社知的財産に属する情報ですので公開しておりません』との回答がきた。

これでは、消費者とのリスクコミュニケーションが十分とはいえない。

- ・発癌性のある農薬については、非遺伝毒性メカニズムでない農薬が使用されている。
- ・脳・神経系、生殖系、免疫系への影響については、現在の動物実験から評価できないものがあり、さらなる科学的評価が求められている。
- ・複合毒性や同一メカニズムを有する農薬類の総合毒性の評価はなされていない。
- ・動物実験データから得た無毒性量による毒性評価では、化学物質過敏症患者のようなハイリスクな人の健康被害を防止できないことに触れていない。

【答】

食品安全委員会では、これまで評価を行った農薬について評価書を公開するとともに、農薬抄録についても、申請者の知的財産に関する部分をマスキングしたものを閲覧に供しています。また、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのウェブサイトにおいて公表されている農薬抄録のページにリンクを貼るなど、利便性の向上に配慮しています。

また、調査審議に当たっては、毒性、代謝等の専門家からなる農薬専門調査会において、現在の科学的知見に基づき、中立公正な審議を行っています。

4、農薬の摂取量について

農薬の年間摂取量について説明があったが、年齢別、趣好別の食品からの農薬摂取量についての評価をいれるべきである。

また、農薬は環境中で使用されるものであり、水系や大気を汚染している農薬の危険性についても触れ、食品以外の水、空気由來の農薬摂取量も評価にいれるべきである。

【答】

今回はDVDの時間的制約や視聴者にわかりやすく説明する必要性から、平均的な国民の農薬の摂取量を試算して、DVDを作成しました。農薬の安全性評価に当たっては、国民平均のほか、小児（1～6歳）、妊婦、高齢者（65歳以上）について、それぞれの食事量にも配慮した暴露評価を行っています。

また、今回は食品経由の暴露に焦点を当てたDVDを作成しました。

一般に、リスク管理機関では食品由来の残留農薬の摂取が一日摂取許容量（ADI）の80%を下回るように残留農薬の管理を行っています。

5、農薬使用に際しては、「きちんと使われていれば」安全性を心配することはないとの趣旨の解説があったが、農薬取締法が遵守されない場合もみられるし、適正な使用と考えられていても、残留基準、一律基準を超える例がある。

【答】

今回のDVDでは、農薬が適正に使用された場合には、農作物に残留する農薬は基準値

の範囲内となることから、安全性を心配することはないということを述べています。法が遵守されない場合は、「きちんと使われていれば」の条件に当てはまるとは言えず、その場合の安全性については保証していません。

6、「残留基準はきびしく管理されている」との発言があったが、ポジティブリスト制度実施にともない、リストに挙げられた農薬類については、貴委員会が毒性評価をしておらず、また、曝露量評価がなされないまま、暫定的に残留基準をが設定されたものも多数ある。さらには、0.01ppmの一律基準に対応する分析方法が確立されていない農薬も多数ある。

【答】

ポジティブリストの導入に伴い、これまで残留農薬基準値が設定されていない作物についても暫定基準値または一律基準に基づき、よりいっそうの食品の安全性の確保が図られるようになりました。

食品安全委員会では、農薬専門調査会の専門委員を増員するなどして、鋭意、ポジティブリストの対象となっている農薬の食品健康影響評価を進めています。

技術的な問題として、一律基準に対応する分析方法が確立していない農薬がありますが、これらについては、現在、厚生労働省において分析法の確立に努めています。

いずれにせよ、ポジティブリスト制度の導入により、残留農薬の管理は、以前と比べてより厳格になされるようになったと考えられます。

7、ADIの算出において、動物実験から得られた無毒性量に安全係数 1/100 を乗ずるとの説明があったが、脳・神経系などが未発達の子どもに対しては、安全係数 1/1000 を採用した場合もあった（事例、厚労省がしろあり防除剤クロルビリホスの室内空気指針値濃度を決める場合に採用された）ので、1/100 で安全だとはいえない場合もある。

【答】

安全係数は、通常 1/100 を使用しているため、DVDでは農薬の安全係数として 1/100 と紹介していますが、農薬の安全性評価資料の整備状況などによっては、追加的な係数を乗じ、慎重な取扱いを行っています。

8、ADI 0.01mg/kg 体重の説明に、プールの水中濃度を例に 1/100000000 としたが、体重当たりの絶対量を水中濃度と同列視して、比較するのは、非科学的である。

【答】

プールを例にした水中濃度は、農薬のADIとして例示した1億分の1という数値を、わかりやすいイメージで説明したものであり、体重当たりの絶対量と水中濃度を比較したものではありません。